

令和5年7月13日

「地域周産期母子医療センター」に認定されます

(同時発表: 埼玉県政記者クラブ)

春日部市立医療センターは埼玉県から県内で10か所目となる「地域周産期母子医療センター」に認定されます。

「地域周産期母子医療センター」とは、産科及び小児科(新生児診療を担当)等を備え、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設をいいます。

当センターは、NICU(新生児特定集中治療室)6床、GCU(新生児継続保育室)6床などを設置し、専門医を中心に24時間体制で母子の安全を見守り、常時迅速な対応ができる環境を整備しています。

今回、認定されることにより、分娩リスクが高い 1,000 グラムまでの新生児(極低出生体重児)の受入れを行うなど、よりリスクの高い新生児や母体への対応が可能となります。

1. 認定年月日

7月14日(金)

2. 春日部市立医療センターの概要

(1)所在地 春日部市中央六丁目7番1

(2)病床数 363床(一般病床361、感染症病床2)

(3)診療科目 27科

(4)主な沿革(現所在地に移転後)

平成28年 7月 春日部市立医療センター新築移転
第二種感染症指定医療機関に指定

平成29年 4月 新生児センターを再開

令和 3年 3月 NICUを3床から6床に増床

令和 5年 7月 埼玉県より地域周産期母子医療センターに認定

参考

周産期とは、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間。この時期は母子ともに異常が発生しやすい期間といわれています。

問い合わせ先

事務部 医事課

担当: 河西 内線 7324